

東日本大震災被災者に対する国民健康保険医療費一部負担金及び介護保険利用者負担額の平成30年度免除措置について

■ 経過及び趣旨

東日本大震災被災者に対する国民健康保険医療費一部負担金及び介護保険利用者負担額の免除措置については、被保険者の医療費の一部負担金等の経済負担は重いことから継続が必要と考え、各特別会計の財政状況により判断し継続してきました。

平成30年度の取り扱いについては、今年度と同様の措置を行うこととします。

■ 実施期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日

■ 対象者の範囲

- (1) 住家が全壊、大規模半壊若しくは全焼した方であって、住民税非課税世帯に属する方(住家のり災の程度が「半壊」で、その住宅をやむを得ず解体し、被災者生活再建支援金の対象となった場合を含みます。)
- (2) 主たる生計維持者が死亡し、又は行方不明となった世帯であった方で、住民税非課税世帯に属する方

■ 実施費用見込

区分	平成29年度		平成30年度	
国民健康保険	対象者数	約 1,560人	対象者数	約 1,500人
	免除費用額	約 192,000千円	免除費用額	約 195,000千円
	市負担額		市負担額	
	国保会計	約 50,000千円	国保会計	約 60,000千円
介護保険	対象者数	約 490人	対象者数	約 490人
	免除費用額	約 82,000千円	免除費用額	約 82,000千円
	市負担額		市負担額	
	一般会計	約 10,250千円	一般会計	約 10,250千円
	介護会計	約 3,608千円	介護会計	約 3,608千円